

D1

小川潔著

冠鑑

日

親傳

日親研究會

259
932

予小量たりと雖も、忝くも大乘を學べり。驥尾に附く
者、蠅は一日にして千里を飛び、輪は隨ふ劣夫は、須臾
よして四洲を廻る。疑ふべけむや、難すべけむや。弟子
一佛の子と生れ、諸經の王に事ふ。何ぞ佛敎の邪正を
斷せざらむや。今疑問を解かむと欲するよ、分つて二
とす。先づ權實の差別を明かよし、以て諸師の迷惑を
顯はし、次いで諸宗の謗法を定め、以て善神の捨去を
明よせむ。(立正治國論)

特47
964

小川潔著



日親傳

日親研究會



日 懸 解 義 會

日 懸 解 義 會

日 懸 解 義 會

日親の生涯の如きは、常に一宗教者として歎美すべきのみあらず、そもく一個人の信仰の力が如何に外來の障害に打勝ちて、其の精神の自由と榮光とを保持し、發揮し得べきものあるかを示す好個の事例に非らずや、願くは、日蓮宗の僧侶の行爲として、卑むと勿れ、個人の勢力が、時として地上の如何なる權力にも匹敵して、其の威嚴を保ち得べきを現示せる人道上の一大事實として、深く自ら省みる所あれ、諸君よ、貢を拂ふもののみが臣下には非らざる也、吾人は、吾人の心靈の支配の下に如何ある人をも、如何ある國をも征服し、其の上に君臨し得るものあるを悟れ、カイザルの物はカイ

ザルに還せ、神の物は神に還せとは、そめく何事を吾人に
教ゆるか、諸君よ、自ら其の中心の靈性に火を點じて、古賢
先聖の遺業を照せよ、個人ハ決して其の小弱を歎くべきに非
らざる也。

高山林次郎

緒言

一、吾が日親上人は、人を殺さず、國をも取らぬが、兎に
角、足利時代を飾る無二の英雄僧であります。
一、其の八十餘年の生涯は、之を法華經のため捧げら
れまして諸宗の折伏、宗義の弘通には、常人の忍ぶと
の出来ぬ重苦と大難とに遭れました。
一、宗教若しくは信仰を離れて、單に意志の人として、日
親上人を観察するも、精神修養の一助でしやう。
一、簡易の文牒を撰んだのは、人々に忘れられたる此の
英雄僧を、心の記憶から、早く喚起して貰ひたい爲め
に外ありません。
一、本書は日親上人德行記を基に、日親上人傳、日親上人
法難記、實正記、本化別頭佛祖統紀、日宗著述目錄、楞牛
全集、日親大聖人略縁記等を参考して書いた者です。

壇岡に於て

明治四十二年冬

著者識

ザルに還せ、神の物は神に還せとは、そめく何事を吾人に
教ゆるか、諸君よ、自ら其の中心の靈性に火を點じて、古賢
先聖の遺業を照せよ、個人ハ決して其の小弱を歎くべきに非
らざる也。

高山林次郎

緒言

- 一、吾が日親上人は、人をも殺さず、國をも取らぬが、兎に
角、足利時代を飾る無二の英雄僧であります。
- 一、其の八十餘年の生涯は、之を法華經のため捧げら
れまして諸宗の折伏、宗義の弘通には、常人の忍ぶと
の出来ぬ重苦と、大難とに遭れました。
- 一、宗教若しくは信仰を離れて、單よ意志の人として、日
親上人を觀察さるるも、精神修養の一助でしやう。
- 一、簡易の文牒を撰んだのは、人々に忘れられたる此の
英雄僧を、心の記憶から、早く喚起して貰ひたい爲め
に外ありません。
- 一、本書は日親上人德行記を基に、日親上人傳、日親上人
法難記、實正記、本化別頭佛祖統紀、日宗著述目錄、楞牛
全集、日親大聖人略縁記等を参考して書いた者です。

埴岡に於て

明治四十二年冬

著者識

本書刊行に關し多大の便宜を與へられたる左記
各位の芳志を謝す
著者

石黒淳道 蕨真一郎

同榮太郎 同一郎

牛尾三五郎 牛尾關治

阿部忠右衛門 鈴木祥英

鈴木虎吉 (不口ハ順)

◎冠鑑日親傳目次

| | |
|---------|----|
| 一、修養時代 | 一 |
| 二、遠征布教 | 三 |
| 三、奇瑞靈夢 | 五 |
| 四、忍力試驗 | 八 |
| 五、辰橋説教 | 一〇 |
| 六、九州下向 | 一三 |
| 七、將軍諫争 | 一六 |
| 八、迫害雨下 | 二〇 |
| 九、冠鑑上人 | 二五 |
| 一〇、豫言適中 | 二八 |

ては、誰一人として謗法の非を鳴らす者ありませんでし
 の業ぞと絶叫されました其の日蓮宗も、當時に於かれまし
 格言を標榜されて「念佛者は無間地獄に墮つべし、禪は天魔
 丁度百廿六年目に當つて居ります。譬て大士が所謂四個の
 谷郷に誕生おされました。應永十四年は日蓮大士の入滅後
 日親上人は後小松天皇の應永十四年を以て、上總國埴

一 修養時代

冠鑑日親傳

小川 潔 著

| | |
|-----------------|----|
| 一九、著述書目…………… | 五六 |
| 一八、滅後應驗…………… | 五五 |
| 一七、逆修示寂…………… | 五一 |
| 一六、本寺建立…………… | 四八 |
| 一五、東條横難…………… | 四五 |
| 一四、西國布教(三)…………… | 四三 |
| 一三、西國布教(二)…………… | 三九 |
| 一二、西國布教(一)…………… | 三六 |
| 一一、獄中奇遇…………… | 三三 |

録附 埴谷妙宣寺

た。其の時代の要求に依つて生れましたるが、即ち吾が日親上人で、父君は埴谷大椽左近將監法俊日繼と申し、母は藤原氏の出で、相摸鎌倉の郡代埴谷備前守重義公の孫に當つて居ります。幼名を寅菊磨と呼びましたが、家運の日に思はしく、あいのを見て取り、幼年ながらも、兄の千代壽龍磨と一緒に妙宣寺に這入り、叔父に當つてゐる權大僧都の日英師の教を受けられました。日英師の入滅に際しては、交るく妙宣寺の住職たるべしとの遺言でした。上人の勃々たる雄志は、永く此地にあるを欲しませぬ。兄の日國師を同寺の住職に据ゑて、御自分には十四の春尙淺きに下總中山の法華經寺に日遷師を尋ねられまして、遂に同寺で剃髮されました。之からは世俗に耳を借さず、只管心を經典に潜めて法理

を研くに餘念ありませんでしたが、自然の發明に鑽仰倦む所がありませんでした。故に内典外典に通じ、諸宗の法門を悟り、明からに自宗他宗の邪正師の善惡をも分たされました。斯くして上人は其の修養時代の五年を過ごされたのであります。

二 遠 征 布 教

肥 前國松尾なる護國光勝寺と云ふは、九州探題千葉胤貞公の建立に係るものです。法華經寺の日祐上人が開かせられたものであります。故に同寺の惣辱師は、中山の貫主が兼職さるる例になつて居ります。或る年、同寺の宗徒が評定の結果だと云ふを齎して、日親上人に惣辱師たらむを請ひ

ましたれば、上人も亦た快く之を諾しまして、直ちに九州指して下られました。之から晝間は竹原に出て、往來に説法教化を試みられ、夜分は光勝寺に歸つて修法されました。千葉胤鎮公は、上人が布教の熱心などに感じて歸依され、鎮西弘通の便宜を圖る爲め、竹原に一字の堂を建てられ、した。上人は大層之を喜ばれ、妙覺寺と名づけて、層一層、弘通に努力さるゝとに相成りました。然し乍ら、一度他宗僧侶の怨嫉を買つてからは、包圍の裡に陥りまして、刀杖の難は將に上人の身邊に降り掛らうといたしました。幸にも、千葉氏の家臣平田小十郎なる者の防禦に依つて、尙は數日間の説法を繼續いたしました。處信者は日に多きを加へ、大に布教の實を擧げて、中山へ歸られ

ました。時に年齒未だ十有九。之が實に、一天四海皆歸妙法てふ大理想の下に立せられたる日親上人が、四個の格言を絶叫されて、諸宗無得道を呼號された最初であります。

三 奇 瑞 靈 夢

第一回の遠征布教を九州の野に試みられて、親しく身の軽く、法の重さを知らせられた日親上人は

身命を惜まず妙法を弘むる、是れ即ち如來の教也。佛法に怨を爲す者を見て責めざるも、亦た世尊の誠也。われ辱くも末弟に連り、何う我を不愛身命の金言を以て、遍く五濁の衆生を利益し、諸法廣大の御恩を報せざるべけむや。ど、心悟り遊ばされて、一身を法華經に献げ奉るべきを誓はさ

せられたのであります。斯くの如く、一身を法華經の爲めに獻ぐべきを御誓約遊ばされた上人は、亦た未法の弘通に諸難ありて、諸大菩薩も之を病めり。三寶宗師の擁護に依らずむば、いかでか流通の功徳を奏せむや。われ感應のしるしを以て、弘通成就を明らむべし。ど、御心附遊ばされ、應永三十三年の秋から冬にかけて百日が間、夜々子の刻を圖らひ、諸木の爵蒼して晝なほ暗い法華經寺の廟所である石塔の前に座はらせられまして、百遍宛の自我偈を讀まれました。木々吹く風の肌を徹し、雪霜の夜半のけしき凄じくあつたが、一夜たりともやすまれたこととはありませんでした。

不思議な事には、九十九日も過ぎて最終の夜に、並んでた數多の石塔が上人と諸共、聲高らかに自我偈を讀まれました。此の奇瑞に接しました上人の胸中は、そも如何であつた。此のやうか。上人は、親しく此の廟塔を知らうとせられました。更け行く空の暗らかつた爲め、如何ともする事が出来ません。で、歸られました。而して夜の白むと見るより早く抱き倒して歸られました。而して夜の白むと見るより早く勇み起出で、豫ねて、倒し置いたる石塔を拜みますれば、これは、高祖大士の再來と稱へられて、同寺の貫主日祐上人の石塔でした。かくと知れた時の上人が喜びは、如何でした。らうか。禮拜合掌なされた後、即座に弘通化度の大願成就をささしめ給へど、誓はされました。

或る晩の事でした。上人は日祐上人から
汝此經を弘むべし。大誓願を起すは、自ら喜び、他をして喜
ばしむる所也。われ汝に弘通成就の印を授けむ。
と、申渡されて、判形を授けらるゝ處の夢を御覺遊ばされま
した。夢さめての後も、上人は大層にお喜び遊ばされて、身
餘る光榮であると、即時に其の判の形を佛前な香爐の灰の
上にうつされました。が、其後終生、上人には之をお貰ひ遊ば
されましたとの事です。

四 忍 力 試 験

斯くて、奇瑞に感じました。日親上人は、茲に廿一歳の
春を迎へられました。が

世は皆正法に反き、人は盡く如來眞實の本意を失へり。こ
の時に當りて、弘通をなさば、横難立どころに至るべし。法
華經の爲め捨つる此の身は惜しからねど、中途にして歴
迫の爲め、所信を狂ぐるやも圖られじ。殊に劍難は避け難
しと聞けば、之に堪へ忍ばむことを試さむ。
と、なされまして、上人は一日に一指の爪を剃ぎ取られまし
て、其の跡に針を刺され、十日目には十指の爪を盡く剃ぎ取
りまして、其の跡に針を刺されました。それから、亦た兩手を
熱湯中に差し入るゝとを、一週間も続けました。故、皮は爛
れ、肉は解けると云ふ有様でしたが、上人には少しも苦を感
せられませんでした。数日の間に、双手は舊の如くに復して、一
ました。之を見て、上人は大層喜ばれ

斯くの如きを忍ばば、何事か忍ばれざらむ。われ正に況減
度後の大難を蒙りて、如來眞儀の象を現はし、及加刀杖の
重苦ありとも、忍んで祖師出世の本意を補ふべし。
と、なされました。此時指の血で書かれましたる本尊が、爪切
の曼荼羅と申しまして、中山法華經寺所藏の重寶でありま
す。眞に上人の決意は、鉄石の如くに堅くて、其の勢は恰も強
い武士の勇武にも似て居ります。

五 戻 橋 説 教

と きに奇瑞靈夢のあるあり、今はた忍力試験を仕了せ
られましたる上人、如何して躊躇をあされましやうか。應永
三十四年の正月に、遂う上洛を決行されました。

二月の八日に初めて一條戻り橋のはどりで、統治の門を
開かれ、妙法を唱へて堅く謗法の誤りを試めされました。當
時は、未だ他宗謗法の徒輩に權教の執心が深く、忽ちに制
し難かつた爲めなんでせうか。法義の教が厳しく、一宗
の人々も、他宗の人と同様に權教勸請の神社に詣でたり、或
は亦た門戸に謗法等の守札を並べまして、之を尊ぶ者が多
く御座いました。此の時に當りましての上人が説教であり
ます。故、一宗の僧俗ですら、誰一人として宿を借す者もあ
りませんでした。其故上人は、夜晝ともに戻り橋の路傍に石
を座とされ傘を立てられて、大音聲も首題を唱へられまし
た。又而強毒之の教を盛んにし、諸往無得道の旨を述べられ
て、謗法墮獄の罪を現され。一乘妙法の巧力も依つては、一人

として作佛の空しくないと云ふことを詳しく説かれました。之は最も時機に適した妙法の説法であります。さうであるよも係らず、貴賤の別なく之を聞いたものは、眉をひそめて嘲り、手を打つて笑ふと云ふ有様。其に搗て、加へて、他宗歸依の男女は、瓦石を飛ばしたり。實況誹謗の僧尼は、防害を企つる等して、一人も近寄るものとはありませんでした。然し、智慧は一代の經綸を開き、辯舌は流るゝ水の如くわらせられましたる上人のことです。すから、理を以て彼を責め、經を引いて之を示されました。夫故、最初に輕侮の眼を以て見られた者も、今は敬慕の頭を垂るゝやうになりまして、毎日の説教よは、聽者で市をなしました。其の中でも、攝州嶋上郡梶折村宇野孫左衛門西村彦兵衛の兩人は上洛

の序よ戻り橋の説教を聽聞して歸依した重なる者です。他宗男女の頭を垂るゝ者のある許りでなく、一宗の僧徒も漸く謗法の穢を改めまして、之からは宗風が盛んよ現はれ、妙法が益々流布されまして、都鄙の別なく、均しく謗法を忌彈するやうになりましたが、之は全く上人の力です。

六 九州 下 向

戻

の兩人は、郷里へ歸られた後に、改めて上人を招かれました。この梶折村よは、金仙寺と云ふ眞言宗の小刹が御座いました。たが、永らく無住で荒廢して居りました。其の宗徒は上人の説法を聽いてから、之を上人に献することになりました。

夫故上人は之を改門して、昌林山一葉寺と名づけました。而して、其の側、草庵をつくられて、盛んに説法されました。思へば、此の上人が最初の建立に係る道場、御座います。一度歸られました。今度は、西村が船で、筑前の博多に上陸いたへ下られ、今度は、西村が船で、筑前の博多に上陸いたし、一乗明法の幢をさし、權實論談の鼓を鳴し、あから諸宗の謗法を責められ、したれば、到る處、怨を買つて、悪罵の聲は、耳に充ち、嫉妬の箭は、眼をさいぎると云ふ有様でした。然し乍ら、忍辱の鎧を身に着けさせられた上人は、妙法の利劍を信力の手に振はれ、強敵は立ちこるゝ破れて了ひ出た。上人は、此の地方、多數の歸依者を得て、一字の寺を建

てられ、昌山法性寺であります。之から、肥前に参り、再び松尾山の惣辱師とあられた。此處も亦た、浮き世の常で、宗門の風義が大に亂れて居り、此たる故、正路の理を述べられ、茲に初めて、西國九州一宗の僧俗が、皆權實雜亂の誤りを改めました。夫れに他宗の男女ですら、年來の執心を翻して、上人に歸依する様、相成りました。松尾山の東南、當つて三ヶ嶋の小石を説法の座となされ、まして、久しく教化され、茲にも一字を建てられました。石岡山妙福寺が、即ち其です。更らに、上人は、平戸際、浦に、一寺を草創し、やうとしました。處、郷人が、この地、昔より、用水の便、あければ、寺宇を建立すべからずと告げました。から、上人

は妙經の力で、靈水を祈られました。今でも日親上人の御水
と言傳へられてます。其の寺は妙福寺で、此外は唐津の法蓮
寺も、大友一家の菩薩寺たる豊後植田の親蓮寺も皆上人の
開かさせられたものです。之から又上人は東上の途に就か
れます。

七將軍諫争

京洛よ上つて、妙法弘通の本誓を遂げられました。吾が
日親上人は、永享十一年の春を迎へるいと共に、時の將
軍足利義教公を諫められました。所が義教公は、大層に立腹
し、眼を張り聲を荒らして御怒りなされたさうだ。尙ほも
重ねて訴へ出れば、刑罰に處すべしと。此の一言が、上人の耳

には何んと響いたで御座いましたやうか。
われは佛の弟子として、法の臣下也。公命を恐れて、いかで
佛の教に違はむや。われ重ねて訴へ出で、如何なる責苦に
逢ふとも、師子尊者、法道三蔵の如くなるべし。生は寄也、死
は歸也。拙なき身を法華經の爲め、捨て、大法を後代に留
めむこと、亦た幸ひならずや。
とは、實に上人が色を正して、述べられた所のもので、上人の
前には、もとより王公がないのです。人間五尺の渺軀、茲に到
つて初めて其の大を爲すのであります。
之から愈々上人の一生を飾るの大事業たる立正治國論
執筆の段取りとなるのです。治國論は、日蓮大士の安國論に
因んで書かれたものですが、其の實、義満公が卅三年の追善

に事寄せて、義教公を諫められた尊い書であります。學識の
廣い上人の自ら書かせられた所のものですから、其の法理
の如きも深遠で、諸經を索いては、邪宗を信する是れ天下を
亂す本であると説き、又妙法の玄理を擧げては、正法に依る
が國土を治むる基であることを示されたので、其の議論は
如何にも筋道の通つた所のものです。其の立正治國論は執
筆中、或る人が此事を聞いて「日親公の命を聞かずして、又も
訴へむが爲め、書を作る」と將軍家へ密告に及びました。聞い
て義教公も立腹されたものゝ、扱て罪の重い人を罰するこ
とは出来なない。そこで據らなく禪念佛の名僧連を召されて
「日親、われをして、法華經を保護せしめむと訴ふることを度々
也。されど、吾れ之を信じ受けず。去年訴へ出でし時、重ねて訴

へ來らば、重科に處すべしと云ひしに、日親曰く「われは佛弟
子にして、法の臣下也。公命を懼れて、佛の教に背かむや」とて
歸れり。わが命を用ゐざることを、概ね斯の如し。然るも、亦も訴
へむと書を作る。われ未だ餘法に對して、是非を決せず。僧主
各々わが前より諸經の深淺、成佛の有無を正し知らしめよ」と
申されました。處。禪念佛の僧侶連は、心竊かに上人と論じ合
ふことを憚れて居ましたから、皆聲を揃へて八萬聖教のさ
まざま、一代顯密の宗々、皆盡く佛の要法よあらじと云ふこ
とありし。何んぞ、獨り法華經のみに限らむや。然かのみならず、
佛の涅槃に臨むや、法を王公に附屬し給ひぬ。いかで、公命よ
反きて、法を弘むることあらむや。日親、全く佛法を知らず。何
んぞ、是非を決するも及ばむや。彼は俗人の譏世の嘲を受け

て、亂りに身命を捨つる等云ふ、笑止千萬也。如何に大言壯語
 すども、一度重科を以て彼を責むれば、忽ち法華を捨て、關
 陀を稱ふべし。願くば、將軍かくさせ給へ」と答へられました。
 嘗つて、如來の教を解されぬ義教公のことです。から、禪念佛
 の僧侶等が無智短才を信じられて、遂に永享十二年二月六
 日を以て、上人を捕縛し、獄屋に閉込めました。時に御年三十
 四才。

八 迫 害 雨 下

其の獄屋と云ふは、高さが五尺で、廣さは四疊敷き。天井
 には一面七八寸許りの逆釘が打たれてありました。而し
 て初めは三十六人の同檻でした。が、後で獄吏の憐に依り、廿

八人を他へ移されましたもの、尙ほ八人と云ふ同勢で、屈
 伸の自由もきかず、其の上大小兩便の臭氣は鼻を衝くと云
 ふ有様でした。
 砂の焼くる夏の日に獄庭へ引き出します。而して、傍近
 く薪を積み、之に火を點けまして「汝、苦を忍び難くば、早く彌
 陀を念すべし」と責め立てました。が、上人は平然として「火熱
 まことよ、忍び難し。然れども、謗法の罪を作らば、無間地獄よ
 墮ちて、大焦熱の焰にこがされむ。何んぞ、暫時の熱苦に耐
 えずして、永き世の苦を捕へむや」とて、尙ほも高らかに首題を
 唱へられました。

また、極く／＼寒い冬の夜は、霜の澤山置いたる庭に引
 き出しまして、裸体のまゝで、夜もすがら梅の樹に縛り付け

て置きました。而して、寒苦斯くの如し。何ぞ、彌陀を稱へざるや」と問はれると「寒氣耐は難し。然れども、邪法を受けむか、八寒の地獄に墮ちて、大紅蓮の氷も閉ざされ、寒苦の數々、今に優ること何を以て比へむや。何ぞ、暫くの世に、少しの寒を厭ひ、永却苦の種を植へむや」と答させられて、氣色は毫も衰はせせん。而して相變らず、首題を唱へて居りました。翌くる朝、義教公には、寒氣に慄ひて居らるゝ上人を御覽せられ「法華經の行者は、誰を懼れて、かくは慄ゆるぞ」と申されました。處上人には「若し公にして、われど地を換へむか。既に凍死せしならむ。われは、法華經の力にて、未だ命あり」とおめす、おくせず答へられました。

戸を閉ぢまして、三時間餘も焼きました。初の間は、高らかに題目を唱へて居られました。漸次に其の聲が衰へまして、遂には音が聞かなくなりました。最早死んで了つただろうと、思つて、戸を開けて見た處、尚ほも小聲で妙法を唱へられて、ることが、もと通りであらせられました。又或る時は、梯子へ逆さに上人を結び着けて、提に盛つた水を、上人の口中に流し込まれました。其の三十六提迄は、自ら覺えがあつたさうですが、其の後の數は、幾らだつたか分りませんでした。之でも、尚ほひるみませんでした。から、更らに竹串で陰莖を憚ましたり。或る時は、また眞赤に焼けた鉢を兩脇に夾まさせて、苦しめたこともありました。が、中々此位のこと、で、吾が日親上人は、其の信仰を疑はされません。

或る日のことでした、獄屋にかゝつてた竹鋸の刃のやう
か刃を御覺あされて、上人は其故を獄吏に問はれました。處
が「之は、汝の首を断たむ爲めの鋸也」との答でした故、之を奪
ひ取つて、獄中の土で、其の齒をつぶして了はれました。例令、
斯くの如く刃をつぶすとも、他の鋸を以てせば、詮方あかる
べし」と獄吏の怒語するのを聞召されて、上人は左の如くに
仰せられました。

われ苦を厭ひて、命を惜むに非らず。かゝる利刀を以てこ
の首を断たむこと、易しかるべし。法華經に献り、遍く衆生
の爲めに捨つる命あれば、受くる所の苦永く、尙ほ惱み強
からむと思ひ、斯くは刃をたろせしあり。
智慧禪定の門に充ち、堪忍慈悲の行が外に顯はれ、然かも佛

神法主の擁護があかつたから、誰かよく斯くすることが出
来ましやうぞ。

九 冠 鑑 上 人

斯くの如くに手をかへ品をかへて、責め立てられまし
ても、信念の上に立たせられた吾が、日親上人は、毫もひるま
せられませんが、否、雨の様に降つて来た壓迫のある度毎に
其の志は益々堅く成つて参りました。其故、時の吏員達の目
には、堅固あ其の志が、却つて、憎たらしく見わたでしやう。彼
等は、茲に火の如く真赤に焼けた鑑を、上人の頭上に冠らし
めました。何んと是れ人間の忍び得る處の苦痛だらうか。然
し、上人は泰然自若として、其の信念を譲されませぬ。例に依

り、高らかに首題を唱ひながら、甘んじて、此の苦責を受けさせられたのです。之からは、世間で上人を冠鑑日親とただへ奉つて尊敬する様に相成りました。然し、其筋では日蓮宗の一行者をすらすらの如くにする事が出来ぬを、如何にも不面目であるかの如くに誤解し、且つは將軍義教公の下知があつたを幸ひ、今度は改めて、上人の舌を抜き取らうと致しました。其場に引き出された上人は、徐ろに南無妙法蓮華經と唱へられたら、刀を持つた吏員の手は、自づと戦慄して、参り、薄氣味悪しく感じたでしやう。舌端を少し許り傷けて、切り取つたる旨を復命いたしました。之からは、上人に往時の如く破鐘的音聲を聞くことが出来なくなりました。

したから、髪剃ることも出来なくなりました。其故、長くおれば先端を鋏み取られましたから、頭頂も同じく子供の様でした。斯くの如く、老年に及んで、子供の様に見受けらるゝに到りましたから、上人戯れに曰はるゝやう「老ひて再び見とあるとは、夫れ日親を云ふか」と、然し乍ら、吾が日親上人は、今昔も精神的には、些も老ひて居られぬのであります。日親上人の獄裡にあらせられたは五百三日で、正に一年有半。此間出では數度の責に遇ひ、入つては許多の苦を受けられたのであります。非凡人であかつたら、誰か能く之を忍ばれましたやうぞ。殊に、上人が獄にあらせられた時は、日夜の別なく、妙法を述べ、謗法を罵られたものです。其の聲が、獄外に漏れるので、往來の人迄が足を留めて、遂には歸依する様

にあつた者も慙くありませんでした。

一〇 豫言適中

夫れから嘉吉元年辛酉の三月十三日には、將軍義教公より遙かに使者を立てさせられて、獄中の日親上人を訪はしめました。其の使命と云ふは「法華經の行者を惱ます者は必ず現身に其の報を蒙る由、既に經文に在り。吾れ汝を惱すこと、一とせを越えて、慙しと雖も、其の報あくて、身恙あし。經文、夫れ偽か。若し然らずんば、汝こそ法華眞實の行者に非らざる」と明か也」この詰問に外ありませぬ。此れに對する上人の答辨は如何であつたでしやうか。

經文、何んぞ偽あらむ。吾れ亦た、法華眞實の行者也。公、今よ

り三年を経ずして、必らず、現罰を得給ふべし。

とは、正しく日親上人の唇より出された御言葉であります。義教公は、重ねて問はれました。汝の云ふ所、何ぞ寛ある。若し三とせを経て、吾れの一災に遭はむこと、何ぞ必ずしも、汝を惱す報に依らむや」と。是に對して、上人は實に次の如き答をなされました。側より觀た所では、如何にも大膽極る豫言だと思はれますが、決して、無謀突飛の言動ではありません。上人には確たる信念を置かさせられたものなのです。

三とせの過ぐるを遅しと思ひ給はし。將に百日を満つべからずして、速かに重罰を蒙らせ給ふべし。

之を開召された將軍は、一笑に附せられました。が、尙ほ其の憤は解かれあいで、是が非でも上人の身命を奪ひ取らう

と、衆議まらしくの裡に、日を経て何日しか、六月二十四日とは相成りました。赤松満祐入道性具の爲め、將軍義教公の館に刺されたのは、此の二十四日、日親上人が契を立てられた日、丁度九十九日目に該當して居ります。上人が百日の裡に現罰を得給ふべしと仰せられたは、取も直さず、此事を指されたのです。幸か不幸か知れませんが、日親上人の豫言は遂に外れませんでした。其の昔、鎌倉の執權北條時宗公が、日達上人を佐渡が島へ遠流し奉つてから、百日を経ぬ裡に遭はれた舊事も思ひ出されます。兵亂に遭はれた舊事も思ひ出されます。此の事が、閃電的に洛中に傳はつたので、口善悪あき重は口を揃へて様々に上人を苦しめた顔面に外あらぬと言囃しました。夫れかあらぬか、將軍の一族宗徒は、義教公の追善

を名として、多くの囚人を免赦されました。是も實際は、自個の身邊に餘殃のこれかからむことを、密かに希つたからであらうと思れます。夫故、上人は頑として、出獄いたしません。而して、申されました。われ、身命を惜しまず、法華經に奉りし此の身の重苦を忍ぶは、世人に妙法を弘めむが爲め也。將軍之をしも辨へず、吾れをして、茲に到らしむ。今、將軍の一族にして、わが法を受けざれば、吾れ永く獄を出でざるべし。何んと、上人の決心の堅いぢやありません乎。之を聞いた遣臣等の驚懼は、一方であく、即座に一族を擧げて、持統者とありました。茲に於て、初めて日親上人は、出獄を快諾されたのであります。時に、御齡は三十五歳でした。

一寸前にも申した通り、上人は、在檻中と雖も、絶わす説法され、またが、同檻者の多くは、我慢強い坊主だ等と私語して、てんで取上げませんでした。夫が今とあつては、貴賊男女の差別なく、皆何れも上人の威徳を信じ、敬ふ様にありました。上人は之から、益々諸宗を折伏し、廣く宗義を述べらる様にありました。従つて、他宗の人々も、一度上人の説教を聞けば、即座に歸伏すると云ふ有様でしたので、最早誘する者も極く稀れにありました。まして、上人に害を加へやうとする者あごは、一人もありません。

越えて、三年癸亥の七月廿日には、義教公の嫡男征夷大將軍左中將源義勝公が、落馬して早世されました。是れ亦た、法華の行者を惱ました餘殃でありました。やうか。斯くの如くに、三

年若しくは百日と豫言さるゝのは、兼知未萌の聖人であければ、適ひません。

一一 獄中奇遇

此は赤松満祐の館へ却かせ給ふ朝の出来事でした。將軍義教公の帯せられた脇差が、鞘走りしましたから、早速本阿彌右衛門三郎清信に之をつめさせました。處が、更に二度三度と鞘走りしましたので、堅く之をつめよと怒られました。清信は驚き、謹んで之をつめ、二人してひいてもくつろぎませんでした。義教公が之を手にしたら、亦も候ふ鞘走りしました。義教公の怒りは一方であく、清信に速刻籠舎を仰せ付けられました。此時清信は日親上人と同じ獄屋に投せられ

たのです。本阿彌は松田氏と云つて、舊姓は菅原でしたが、此
家の元祖妙本より代々相續いで、清信に到りました。清信は
眼利秀いでて家業を興しましたから、一家に於ける中興の
主と仰がれ、以前は大光山の且那で、然かも深く佛法を信じ、
て法門をも悟つて居られたから、獄内で上人の教を受けて
末法に頼むは法華經のみ、殊に宗祖大士の御化導が時機に
相應して居ることを悟つて現當の勝利を得られたと思は
れ、偏に上人を如來の如くに敬つて、新たに且那とあらま
した。其の後、清信も上人と一緒に宥されて出獄したが、是れ
は全く上人の威徳に依る所の者だと、愈々信じ敬ふやうに
ありました。而して、遂ひには二世の御契約をも結ばるゝや
うお間柄とあられましたが、其の折、上人の申さるゝやう「子

子孫々、末葉の者まで、法華の正法を捨て、邪師の法を受く
るが如きことあらば、家門災難を免るべからず。吾れ弘法を
相續し、永くわが寺榮るに於ては同じく本阿彌の家も榮ふ
べし。わが寺衰るときは、本阿彌の家も衰ふるべし』と。斯くの
如き深い御契約の下に、本阿彌は外護の且那とあらま
した。文明年中に、清信は本光と呼ぶ法號を授けられ、之から一
族の人々、皆お剃髮して、光の字を名乗るやうに相成ります。
思ふに清信の誤つて入獄したことは、誠に謂のあることで、
是に依つて代々此の一門は志を同じうして、上人を仰ぎ奉
るやうにあります。上人の在世中に歸依した男女の數は
枚擧に遑ありませんが、中でも此の一門は縁由ある御契約
があらせられた爲め、子々孫々同名相續いて、本法寺外護の

旦那として勳功あることは、吾れ人の共に知る所でありま
す。

三 西 國 布 教 (一)

九州の弘通に、日親上人が心血を、灑がれたことは前に
述べて置きました。が、亦たも再度の布教を彼地に試みやう
と備後の國へ参られました。茲にも、日親一流の筆法を以て
盛んに宗義を弘められたから、僧俗の來つて教を受くる者
が、甚くありませんでした。此地に宮近門民部左衛門尉藤原
定親と云ふ仁は、應永年中より嘉吉に涉つて、大内氏の下に
通ひ詰められたものだが、其間或る年は上人の辰橋の説法
の會座に交はり、又或る時は、獄中にて様々の責を受けさせ

られたことをも耳にして居りました。そこで、定親は心竅か
成佛の道法華經に限らずば、何んぞ、必ずしも斯くの如く
大苦難を堪へ忍びて、御法を弘め給はむや。誠に法華一乘
は、諸々の經王と云ふこと、自他共に傳ふる處也。王の法を
受け持つに非らずんば、いかでか、法王とあらむ。剩へ、日親
上人は、餘多の重苦を受けさせ給ふと雖も、少しも惱みあ
し。偏に佛の御意に適はせ、天神地祇の守護を蒙らせ給は
すんば、何んぞ斯くの如くあらむ。吾れ正しく妙法經王の
行者とあり、後世は速かに佛華法王の尊き位に昇るべし。
と悟つて、上人の許に訪ね來つて、遂に受法されました。其後、
大曼荼羅並に圓頓者、又諸々の要文を頂戴し、之等を三幅對

として、喜んで國へ歸りました。而して、之を寺鎮として一字を建立しやうと思つて居つた時、偶々近國に反謀者が出來ました故、遺憾乍ら定親は之が討伐の任に當り、彼の地に赴かれました。斯かる有様で、建立の望も一時は絶ひやうといはしました。幸ひ其の門下の渡邊氏定親の志を繼がれて、一字を草創しやうと云ふ折節、上人は此國に巡錫さるゝことになり相成りましたので、渡邊氏の悦び云はむ方なく、早速地を山田の郷に撰んで、茲に光照山常國寺を建立されました。三福對の本尊は、今に重寶として傳へられて居ります。亦た同國草土村の法華一乘寺と云ふは、劍鍛治の某が、深く上人を信仰された揚句、吾が館を奉つて寺とあされたものであり、ます。寺に奉つてから、尙ほ劍を打ち出しました。法華一乘

の銘を切つてある刀は、此寺から出たもので、今も世間に評判されてる所のものです。其の外、神邊に妙立寺と云ふがあり、ます。之も日親上人の開闢に係るもの。斯くの如く流遍は諸州に及び、其の目覺ましい教化の方法等は、一々擧げて數ふることが出來ません。是から上人は出雲の國を指されまする。

三 西 國 布 教 (二)

初 めて出雲の國に入らせられた日親上人は、暫くの間、楯縫郡多久村の家族佐藤源三兵衛尉の館に錫を留めらるることになりました。佐藤氏は、上人の勸に依り、家内を擧つて宗門とあられました。又、村内の人々集まつて、上人の説法

を請するやうにありました。此の郷に一の山がおります。其の山の頂の平地を處で、數日の間、法義を述べられました。村の男女を併せて三百餘名は、此の山頂の說法に依つて、宗門を改め、持經者とあられました。今に此の山を說法山と名づけてあります。尙ほ此の村にも四ヶ寺の禪寺があります。した。其の第一が光編寺で、次が寶大寺、庄喜庵、寶藏庵です。三百餘名の受法者は、何れも此等寺院の且那でした故、早速四ヶ寺の長老且那を呼び集めて、先づ徐ろに自宗の義を述べ、様々に教化し、偏に宗門を改めたことを怒られた。其の時且那は吾等愚かにして、いかでか争ふことあらむや、幸ひに日親上人、今山上に在して、宗義を述べ給ふ。長老達、彼處に行き

て説かせ給へ。と云つて跳ね返して丁まいましたから、長老連も止むあく打ち揃ふて上人の許へと押し寄せました。が、所立の難問も上人に一々説きまくられ、其の義は益々明かで、其の理も亦徹つて居りました。だから却つて彼宗の謬を責め立てられては、流石四ヶ寺の長老達も理に窮して、一言の答辨もあくて立去りました。そこで且那等は、四人の袈裟と法服を剥ぎ取つて宗論に勝つた印とされ、長老達に面目を失して、其の夜の裡に他國へ逃げ去つて了ひました。此の多久村は、尖地式部大夫の所領でありましたが、式部の父は常慶と申して、叔文西圓と共に禪宗の人でした。村に宗論があつて、四ヶ寺の長老が逃亡したと聞いてからは、急

に上人の宗義を尋ねたくあり、多久村に日親上人を訪はれ
 ました。そこで上人は具さに法華經の妙旨を説き示して、詳
 しく他宗權門の謗を責め立てられ、其の道理邪正
 は、如何にも明かでした。其後、式部の請に依つて、上人は彼
 館に赴かれました。夫も二度三度と度を重ねて、妙法の義門
 を説き述べられました。式部、常慶等も、亦た深く尋ねて廣く
 聞かれ等して、機縁は茲に熟し、法の淵底を極めました。而し
 て、正成佛の道を知ることに遅いを後悔して、即時に式部
 親子、其の外親族下郎の者共に到る迄、皆妙經を頂戴して
 宗門を改めました。夫れと同時に四ヶ寺を亡ぼして、其處に
 四ヶ寺を新に建立し、各寺に法華の本尊を安置して、上人に
 奉りました。そこで上人は、交るく四ヶ寺に在して、益々法

義を述べられました。

一 西 國 布 教 (三)

この村では、昔から一には大船大明神、二には拜田
 大明神、三には客人權現の社と云つて、三神を崇む風が傳は
 つてました。か。上人は是等のもの、何れも權教勸請の神あれ
 ば、少しの賞罰ありとも、終に正直無上の弘道に比すべから
 ざれば、信するに足らずと説かれましたので、式部は之等の
 社を焼いて了はうと、餘多の人夫に明松を取らして、差遣し
 ました。其の時、明神は一人の巫女に托して、
 われ、もと古佛也。仮に、明神として現はれしも、眞言の勸請、
 全く是を受けず。今幸ひに、法華經を以て勸請し、醍醐の妙

味を受くるに於ては、本願満足し、快く此の民を守るべしとの詔宣でありました。人夫共は驚いて、其の儘家に歸つてしかく、の旨を式部に告げると同時に、上人の許へも斯く告知して参りました。上人は、頗る奇異の思を以て、之を聞き召され、式部其他多くの人夫と共に、彼の神社に到りますれば、巫女の言はるゝこと、従前の通りでした。故に上人は神前に進んで、誦經法樂をあさられました。すると、之を見聞してた神主社人氏子迄が、皆盡く、經王の行者とあられ、是からは三社を一つに改め、妙經を以て勸請することにありました。而して、正月七日、八月十五日兩度の祭禮は、大慶寺で勤むること定められました。

人は盡く、是等の勸請を改にあり、式部も村中にあつた權教勸請の餘佛餘菩薩を廢したから、茲に多久村は盡く妙法一乘の里とありました。夫故、上人は大善利を得たと云ふて、に喜びあされ、光編寺を長昌山大慶寺と名づけられました。残り三寺は、もこの名の儘にて、大慶寺を弟子の日報に他の寺院には伴僧三人を夫れ、住さしめて、更らに上人は北陸道に向はせられました。能登七尾の遠壽山本延寺、越前府中の頂瀧山妙高寺等は、何れも上人が開闢の地なであります。

一五 東 條 横 難

宗 祖 日 蓮 大 士 が 文 永 元 年 甲 子 の 十 一 月 十 一 日 に 房 州

東條ノ郷小松原に於て遭はれた御難に比ぶべき出来事が
今亦た茲に日親上人の身邊に起りしました。年は同じく甲子
の文安元年十一月の十六日播磨國東條ノ郷吉田村にて盛
んに法理を述べ専ら他宗無得道の義を示させられて宗門
に導かせられやうと遊ばされた處。豈に圖んや愚民の常と
して嫉む者はあるが信する者は稀れで御座いました。其に
留まらず旋動者があつたと見え、澤山の暴徒は上人の居所
を目がけて亂入いたし、おはや上人を刺害しやうしました
が、弟子の日譽從者の淨光、其に法金、法銀等が力を併せて防
ぎました。故上人は辛くも遁れ去ることが適ひ、其の夜の
中に、攝津和泉堺の津へと着かせられました。
大士の志を繼がせられて、死身弘法の烈將破權門理の導

師とあられた上人の、此の大難に遭はせられたのは、當に其
の志の同じい許りでなく、遭難の状も全く同じ徑路に出て
居られます。房州、播州と國は東西に分かれて居りますが、同
じ東條の郷で、文永、文安の年號も似寄つて、共に甲子改元の
歳です。而して、何れも十一月の出来事、防ぎ戦つた僧侶も四
人宛だとは、決して偶然でありません。尙ほ、遭難の後、大士
は中山に入らせられ、此處を最初轉法輪の靈場とあされま
した。が、血の着いた小五條の御袈裟を殘させられました。之
は中山の御寶物として今に傳へられてる所のものです。が、
其の中山は前申す通り、上人に取らせられては、出家師範の
舊跡であります。又、上人が本懐の地たる本法寺には、大士が
龍の口へ御持參遊ばされた御珠數を傳へられてあります。

る等之も偶然ではありませぬ。上人が、不惜身命の弘法を勵んで宗祖の本意を繼がせられましたることを、三寶諸天の納受ましく、て斯くの如くに、不思議の靈寶を傳へられましたもので、唯一大事の妙法を弘通さる其の前には如何ある厄難と雖も、後去りせざるを得ぬものと見えます。兎にも角にも、此の横難を事なく切り抜かれて、權化の譽を残させられた日親上人の功德は、偉大あものと謂はねばありません。其の後、東條横難の地に、護法山淨光寺を建立おされしました。

一六本寺建立

血

氣の春の二十一歳の時、京都一條戻橋に於て妙法を

弘めさせられましたから、上人は如何にもして、洛中に一精舎を建立して、一家の本寺とあさうと御考ひあされたが、一難拂へば、亦た一難來ると云ふ有様で、南船北馬、席暖るの時がありませんでした。故、遂ひに其の志望を達するの機が御座いませぬでした。が、上人の徳行が深く、志がた堅くあらせられましたので、後花園院の御宇、永享八年に、初めて其の宿望は成就し、茲に一宇を建立されました。叡昌山本法寺と申すが、之で、一家の本尊であります。後、八十一歳の時に、同山再興の縁起を記して置かれました。其の文の概略は、日親法師が修行は、二十一歳、應永三十四年丁未の春二月八日、初めて説法の門を開きしより、星霜八十一歳、文明十一年丁未の秋に至る迄、六十一歳の鳥兔を送る。柳營より

花洛に及ぶこと十五度。西國へ馳走ること九度。北國へ往還すること六度。寺院を建立せしこと三十六ヶ寺。公武を諫争せしこと、合せて八度。他宗との對論六十六ヶ度。兩寺の堂宇を破られ、追はれて數々見擲出の明鏡を磨き、傲問禁獄の責を蒙りて、我不愛身命の金言をたすく。經王の風遠く吹いては、執權誇實の雲霧を拂ひ、妙法の雨遙かに濺いで、は、斷善不信の枯槁を潤す。先賢には及ばずとも、後代には稀れあるべき乎。中にも法を弘めし歲月の久しきと、公命を諫めし訴の度多きと、此の二つの勳功に於ては、恐らくば、一閻浮提には並あき行者也。誰か一天に眼を合せ、四海に肩を並べむや。

法寺に留め置いて、一家の本寺とあされましたので。初めは、四條綾の小路に建立されましたが、其の後、一條堀川に遷され、天正年中、今の場所に遷させられて、日通を同寺十世の貫主とあされ、今のことです。大ある造營に依つて、地は甚だ狭くありましたが、德行衆の靈廟とあつて、一度實前に詣つれば、現世安穩の願満ち、重ねて上人の德行を仰げば、將來前處の望を得らるゝことは、必然で、其の靈驗のあらたかあることは、晋く世の人の知る處であります。

一七 逆 修 示 寂

攝

津國和泉堺の登寶山本成寺は、日親上人が南州教化

の道場にされた處で、長祿元年、即ち上人が五十歳の時、逆修にあざらへた影像を手づから御造り遊ばされまして、此寺に留め置かれました。或る時、本法寺に在せられた時、一枚の歯牙が抜け落ちました。其の節、上人の申さるゝには、われ、本成寺に造り置く逆修の像に修むべし。この夫れから幾日も経たぬ裡、何處の人も知れぬ人が、彼の齒牙を捧げて、本成寺に参り、本法寺よりの使の者だが、之を影像の裡に修めらるゝやうに」と申して、寺僧に渡した儘、其の人影は消えて了ひました。其の後、暫くにして、本成寺の旦那が、本法寺に参りましたに、上人は重ねて此の事を仰せられましたが、此の人影は消えて了ひました。其の事を話されました。此の像は今も處上人の頬には思はず笑を堪わられませんでした。此の像は今も

本成寺の寶物として残されてあります。自作の像に肉つき、の牙を納められてあります。から、恰も存命中の模様に見受けられます。世に生御影と申して尊ばれてるものは、即ち之であります。夫れから、尙ほ五十歳の時に、逆修の石塔を花洛の東鳥部山に立てさられ、自ら首題並に法印、日親、逆修と十三字を表に記し、康正二年丙丁十月十日と右左に書き置かれました。其の後、百八年を経て、文祿四年乙未九月十七日に遺骨を掘り出した時、此の石塔も同じく其所にありましたが、其の紛失を憂ひて、本法寺に遷されしました。今影像の右に納められてるものが、之であります。又、自ら法師、權大僧、都日親、法師と書かせられた逆修の位牌を、慶長年中に武藏ノ國本牧の妙光

寺に於て感得されましたが、之も一緒に納られてあります。外にも、肥前の國等に逆修の石塔を立てさせられたことを初とし、宗祖の靈廟を建てられたことや、影像を刻ませられたことも、決して勘くはありませぬ。

長享二年戊申九月十七日と云ふに、上人は日澄、日淳、日敬、日憲を始め、其他の弟子達を召されまして

吾れ今日入滅すべし。本法寺を日祇に附屬す。餘の寺院、夫々與ふ。身行を慎み、化他を勵むべし

と申されました。而して、大曼荼羅に向つて合掌あされ、自ら頭北面西右脇にして、安糾と卒らせ給ひました。御齡八十有二歳。遺骸を鳥部山に送つて煙とあし、塚を此山に築いて骨

を納め奉りました。

慈悲の眸永く閉ぢさせられて、茲に日親上人の奮闘的生涯は全く終りを告げたのであります。然し乍ら、其の徳行は四百年を経た今日に到つても、毫も變りはありません。上人の辭世に、

あき人の跡を吊ふ過去帳の
何か我身もかへり問れむ

一八 滅後應驗

日親上人の入滅後、其の靈驗は、日に月に顯はれて参り、僧侶男女、自宗他宗の差別なく、様々の御利益を得られました。夫故、今日でも、埴谷妙宣寺の御骨舍利、京都本法寺の御影石廟、鳥部山の廟塔御影、本成寺の生御影、大坂正法寺の石塔

御影等を始め、各地の石塔、本尊、曼荼羅は、世人の信敬して止まぬ所のものであります。或は弘法辨才を祈り、福徳智慧を禱る者もあり。或は衆人愛敬若しくは端正の男女子を求めむことを希ふ者もあります。尙ほ亦た、立身出生を希ひ、武勳を願ふ者より、怨靈、死靈、悪鬼、病氣等に惱んでる者。聾盲啞者の輩の祈願する者まで、絶わません。此等の人々は、何れも感應若しくは顯冥の利益を受けられたから、益々上人を徳として、言ひ傳ふる様にあります。

一九著述書目

傳記を讀んだ人の知らるる通り、日親上人には、八十年の生涯を法華弘通の爲めに送られました。が、上人は、説教許

りに堪能な方ではありませんでした。學者たる上人は、舌の人たると共に、亦た筆の人として、非凡の才を有つて居られたものです。彼の立正治國論は、上人が半生の心血を濺いで物したものでだけあつて、實に得難い大文章であります。其外にも、折伏正義記、壇谷抄、傳燈抄、一生修行記、本尊相承抄、本法寺縁起、山王宮縁記等が、日宗著述目録に上人の著作として載つてます。折伏正義記は、上人が三十二歳の時、即ち永享十年戊申に執筆されたもので、壇谷抄は六十四歳の折即ち文明二年五月十二日に本法寺から壇谷治右衛門廩に宛てられた書簡であります。傳燈抄は同じ年に撰ばれたものです。が、此書には、主として一宗の儀法を亂明されてあります。が、何れの書も皆、弘法の意義を啓き示して、専ら謗法を戒

しめ、宗門の諸宗に過ぎてゐることを顯はされたもので、尙ほ
他に消息文書の残つてゐるものも堪くありません。

風や日親市に法を説く

附 録
壇 谷 妙 宣 寺

日親上人誕生寺

日親上人が御誕生地の、上總埴谷であることは、前申す通りで、大極山妙宣寺は、今日でも上人の誕生寺として、天下に知られて居ります。

寺は至徳三年の草創で、開山は日英上人と申す方。此方は、當時の埴谷城主埴谷大亟左近將監重繼公の弟に當つて居ります。兄の重繼公も、篤い法華經の歸依者でしたから、邸宅を寺とし、之に大極山と命名して、妙宣寺の大檀那とあられました。夫故、最初の妙宣寺は、今城跡と云つてゐる個處にあつたもので、其の年月は不明ですが、日親上人の寅剝磨として

▲埴谷妙宣寺

- 總武線八街停車場より一里餘にして埴谷妙宣寺に達す
- 日親上人の誕生井は今に儼存すれど埴谷城趾の風寒し

孤々の聲を拳げられた頃は、未だ城跡にあつたらしく思は
 れます。彼の誕生井(寺)の西北三町にして到る深さ數丈あれ
 ば常に水を漂ふ、信徒井水を眼療無二の靈藥とす(と申すの
 も、埴谷城の井水としては、到底受取れません。其の地位より
 推しても、妙宣寺の井水であつたらうと思はれます。殊に上
 人の誕生前に父ある埴谷大椽氏は出征されたので、其の養
 育は一切叔父に當つて居られる日英上人の手に托された
 と云ふ傳説等に徴しても首肯される。尙ほ今、山門に残つて
 る老杉は城跡から遷る以前に植付けられたものだとの事
 ですが、能く考へて見ると、之は睦岡に於ける植林の最初の
 もので、丁度日光遊の老樹と、其の年代を同じうして居る。即
 ち徳川幕府以前のものであることが知られます。人も知る

如く、當時は足利時代の末、戦國時代の初めで、所謂上總の
 本一揆と云ふ様あものが、埴谷の地を中心として起つたも
 のです。夫れが、應永二十五年から廿六年に掛けてのこと
 妙宣寺を焼た兵火も恐らくは其の時のであつたでしやう。
 兎も角、埴谷大椽氏は、千葉氏の一門で、當時地方に於
 ける豪族だつたに相違ありません。大椽氏は、鎌倉往還以外
 に新道を開かれ、埴谷の隆運は、全く之が爲めです。大
 椽氏夫妻、即ち日親上人御兩親の墓所も、今は妙宣寺境内に
 在ります。
 夫れから、埴谷大椽氏の家も、上人の兄弟を以て、終つて
 様に思はれます。即ち大椽氏には三人の男子がありまして、
 長兄は千代壽龍磨とて後に日國と申された方。次ぎが日親

上人で、末弟は早世されたと傳へられています。誕生寺たる埴谷妙宣寺に残つてゐる遺物中、上人を偲ばしむる寶物を同寺常什物取調書より振記すれば、左の通りであります。其大部分は、同寺中興の日追と申す方が、京都から取り寄にあつたものです。

- 冠鑑日親師靈像 一 軀
- 親師遺骨齒 一 罌厨子入
- 親師兩親之像 厨子入
- 親師本尊 參 幅
- 親師懷中守小折本御經 一 部
- 山王宮緣起(親師作) 一 幅
- 治國論寫(全) 一 冊
- 埴谷抄寫(一全) 一 卷
- 埴谷左近大亟重次所持の念持 一 聯

尙ほ此外に、同寺の珍寶として、所藏し居る者の中、主あるは

- 全 陣太鼓 一張
- 全 内室所持長刀(銘長舟、光忠) 一本
- 全 鏡 (銘和泉守) 一面
- 宗祖御本尊 一幅
- 村雲日圓殿本尊 一幅
- 光明皇后の御筆 一幅
- 同諸先師究め書張雜せ 一幅
- 後白河法皇御筆 一幅
- 修明院御筆 一幅
- 村雲御所寄進狀 一幅
- 祖師高座石畫像 (雪岑筆) 同
- 辨賊天の畫像 (土佐筆) 同
- 鬼子母神畫像 (僧正顯師開眼) 同
- 葵五七桐附茶台(寶曆年度徳川家寄附) 一個

▲應永の埴谷

妙宣寺と云ふた寺の埴谷郷に出来ましたのは、至徳三年の事で、應永年間には、此寺から日親上人と云ふ様か大人物をを出して居りまするが、扱て當時に於ける埴谷郷は、如何であつたでしやうか。詳しくは拙著陸岡史料参照所謂埴谷は埴谷大椽氏に依つて率ゐられたもので、寺臺村、小原村、今の井上、宿諸木村今の諸木内、白玉村、横田村、沖波村、實門村を總稱したのです。而して、其の總社日吉神社は、大銅元年の建設に係り、大椽氏の時代には、漸く六十軒位のもので、孤や狸は愚か獅子や鹿等も、澤山近在の山林中に凄んでたこの事です。然し當時既に三つの寺院は、此地に設けられてました。

其の一は、常福寺です。此寺も今でこそ、日蓮宗だが、其の昔は真正お真言宗で、開山は彼の有名お弘法大師。夫が大同元年のことでした。が、實徳年間に改宗されたものです。宿の仁王様色神様よ、月に一度の合せ神と云ふ俗謡の残つてる位で、一時は世に時めいたものです。改宗後即ち文祿慶長頃に、日惠、日扇おご申す名僧が出ました。が、其の當時が全盛時代であつた様に思はれます。此二代者、宰相能化職、盛開講肆、書生群集不尠之由、是又自古傳於一宗無其隱候と記録に残つてます。夫れから、寛永十二年、承應二年、萬治三年と三度の火事があつた爲め、一時非常に衰微しました。が、元祿頃、日因と申す方が再興おされました。前申した俚謡も、恐くば當時のものでありましやう。亦た寺には、寛政四年に鑄造した大鐘

が一個残つてゐるが、上總國武射郡山邊岸垣谷村寶樹山常福寺と起して、其の願主には垣谷外廿九ヶ村の近郷と、下總の水戸石成多古等の善男善女の名が、鐘面一昧に記されて、摩滅したのも尠くありません。尙ほ境内から布目瓦の掘出されるに徴しても、同寺の全盛時代を遙かに想見することが出来ましやう。

其の二は、覺王寺と云ふのですが、之も同じく眞言宗で、寺ケ臺に在りました。天慶年間（877-884）の創設で、戸田の金剛勝寺の末寺であつたと傳へられてます。日親上人の壇谷抄にも、同寺に日吉神社の別當を委せたとの旨が載つて居ります。今小さか觀音堂のある處が其の跡で、此處には有名な枕かへしの觀音堂がありました。其の謂と云ふは此の堂で佛壇の方

へ足を向けて寐て居ても何時の間にか頭の方が向いて來るからだとの事であり、往昔は境内も六反五畝許りあつて、其の周圍は寺領の畑地で、取圍かれてありました。又境内には一丈三尺も廻る大櫻が一本ありましたが、慶應年間（1854-1868）に住職が亡くあつてから、共つぶれに倒れたとのことでした。尤も當時は妙宣寺の末寺でしたが、其も日親上人御在世中よりの事です。

其の三を東光寺と云ひます。是は今印旛郡酒々井町に遷されてあります。其の三を東光寺と云ひます。是は今印旛郡酒々井町に遷した其が日親上人の時代に遷つたもので、今も東光寺と呼ぶ字があり、上人塚、堂、臺、墓所等が其の附近に在ります。斯くの如く、他宗の寺院が澤山壇谷郷に在りましたが、一

度日親上人が折伏の法鼓を鳴されましたら、何れも皆改宗する様に相成りました。上人は十四歳の時、出郷した儘、一度も歸郷されませんでした。上人は遙に其の風をのぞんで此通りです。以て、上人の徳を想ふべきであります。

妙宣寺も一時は廢寺同然の悲境に陥り其昔ありしと云ふ寶物も大部分は中山法華經寺に遷されて今はあし、復興されたるも近年亦た甚だ振す之を慨し石黒淳道師入つて住持とあるに及び爾來着々面目を革め京濱其他に多くの日親講を見るに到り、亞いで有志に依り日親研究會起されたり

明治四十三年一月廿五日印刷

明治四十三年一月廿八日發行

價金貳拾錢

不許複製

著作發行者兼

小

川

潔

千葉縣山武郡睦岡村横田一〇三四

印刷者

加

藤

國

藏

千葉縣匝瑳郡福岡町イノ二四六〇

印刷所

多田屋支店活版部

千葉縣匝瑳郡福岡町イノ二四六〇

千葉縣山武郡睦岡村

發行所 日親研究會

度日親上人が折伏の法鼓を鳴されましたら、何れも皆改宗する様に相成りました。上人は十四歳の時、出郷した儘、一度も歸郷されませんでした。が、遙に其の風をのぞんで此通りです。以て、上人の徳を想ふべきであります。

妙宣寺も一時は廢寺同然の悲境に陥り其昔ありしと云ふ寶物も大部分は中山法華經寺に遷されて今はあし、復興されたるも近年亦た甚だ振す之を慨し石黒淳道師入つて住持とあるに及び爾來着々面目を革め京濱其他に多くの日親講を見るに到り、亞いで有志に依り日親研究會起されたり

明治四十三年一月廿五日印刷
 明治四十三年一月廿八日發行

價金貳拾錢

不許複製

著作兼發行者 小川 潔
 千葉縣山武郡陸岡村横田一〇三四

印刷者 加藤 國藏
 千葉縣匝瑳郡福岡町イノ二四六〇

印刷所 多田屋支店活版部
 千葉縣匝瑳郡福岡町イノ二四六〇

千葉縣山武郡陸岡村

發行所 日親研究會

259
932

武射郷土史
近刊
小川 潔 著

小川 潔 著

武射郷土史

近刊

武射郷土史ハ著者獨創の史眼を以て觀破し
たる舊武射國の歴史地理也
着想觀察二つながら奇警なる是本書の特色
敢て武射郷人の座右に一本を獻せむとす。

259

932

營業種目

代倉貨
金庫物
取立業送



運送店

總武線八街驛前

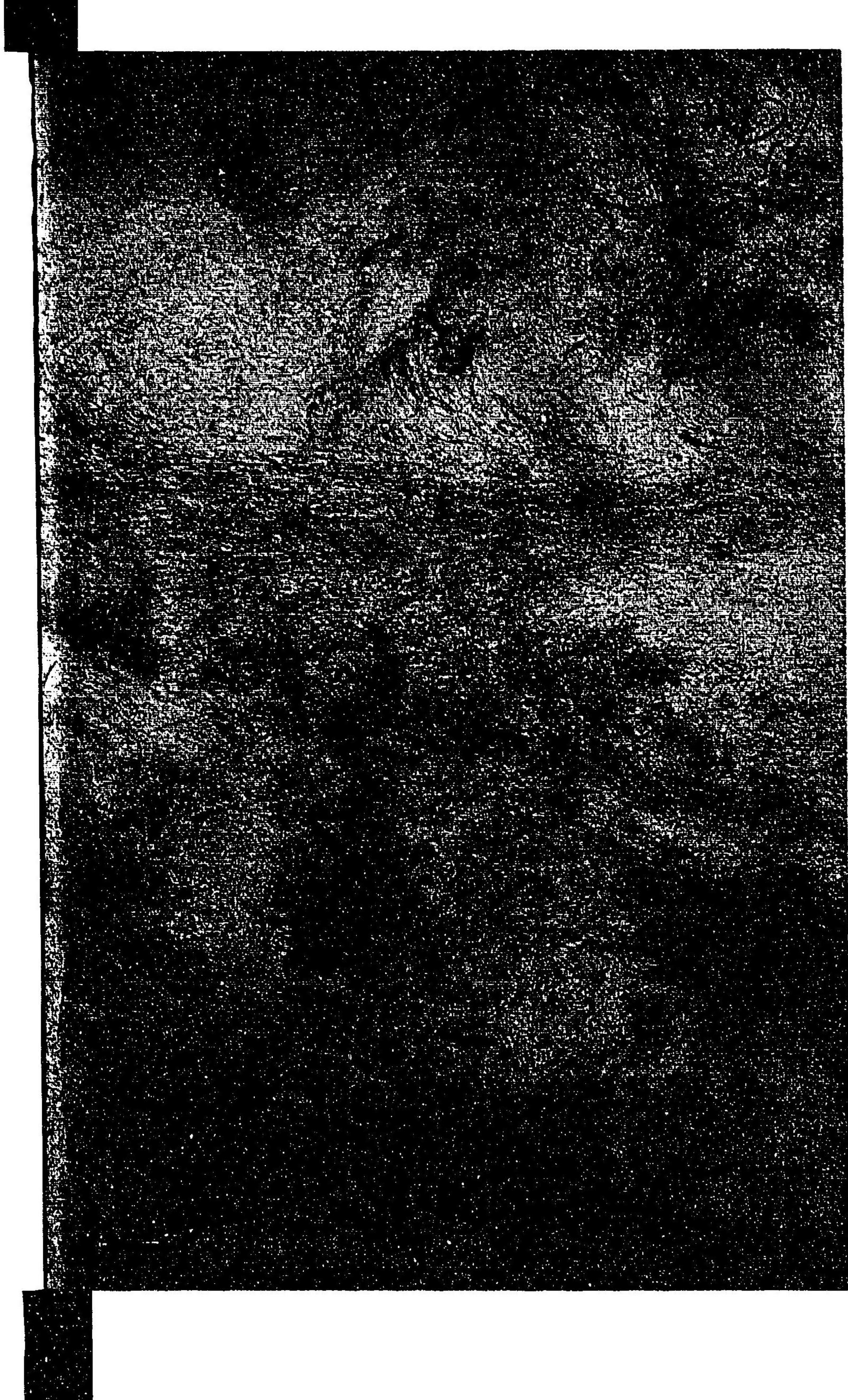
言行一致の運送店

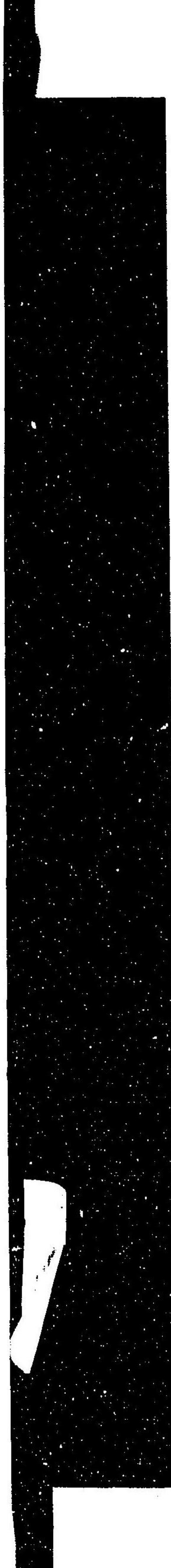
小川 潔著

武射郷土史

近刊

武射郷土史の著者獨創の史眼を以て觀破し
たる舊武射國の歴史地理也
著思觀察二つながら奇警なる是本書の特色
敢て武射郷人の座右に一本を獻せむとす





冠鑑日親傳

小川 潔

国立国会図書館

019914-000-5

特47-964

冠鑑日親傳

小川 潔/著

M43.1

ABH-0022



特

9